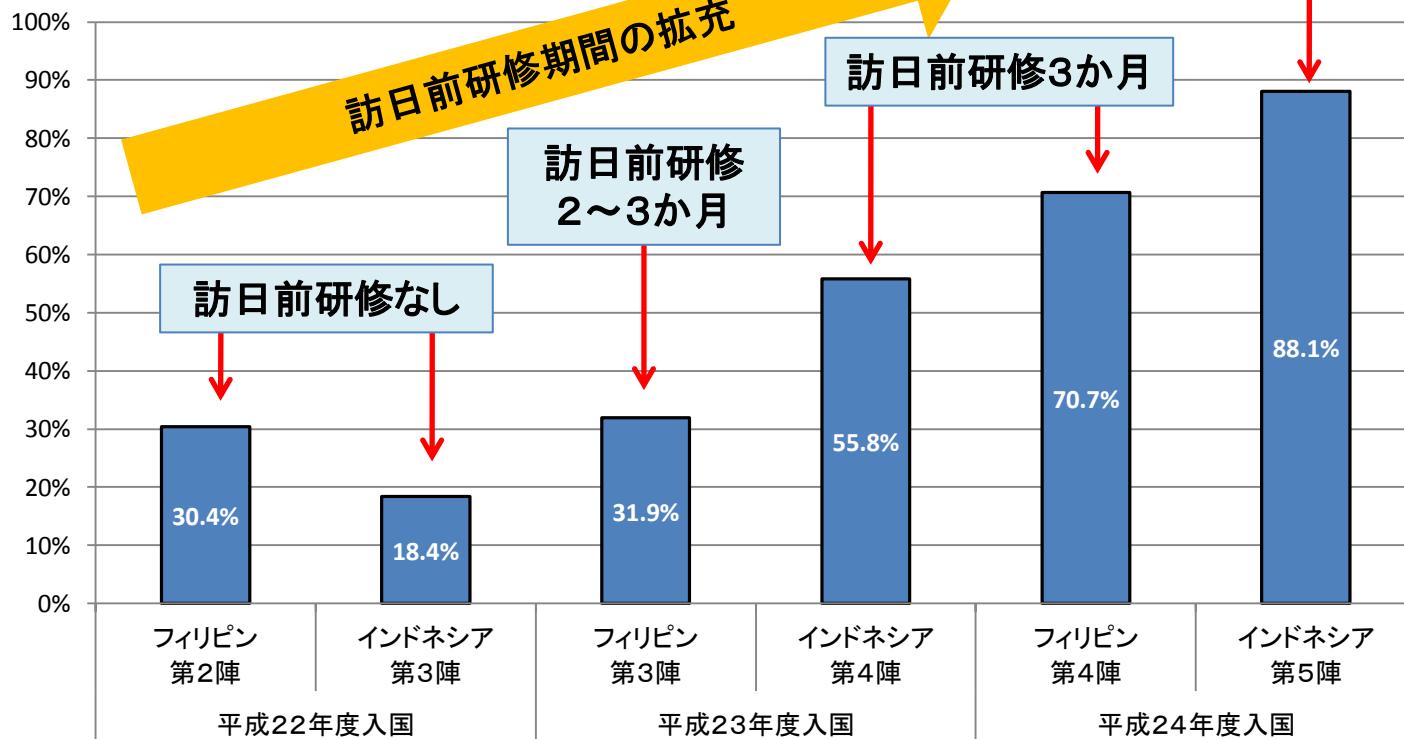


訪日前日本語研修期間の拡充による日本語能力の向上

平成25年3月 外務省・経産省

- 経済連携協定上義務づけられている6か月間の訪日後日本語研修に加え、平成23年度に入国した候補者から訪日前日本語研修を開始(当初は2~3か月間。)。
- インドネシアについては、平成24年度に入国した候補者から、また、フィリピンについては平成25年度に入国する候補者から、訪日前研修の期間を6か月間に拡充。
- その結果、以下のとおり、訪日後日本語研修修了時の候補者の日本語能力が向上。

訪日後日本語研修修了時のN3程度到達度



(注1)
「N3」は、日本語能力試験のレベル(N1~N5)のうちの一つであり、「N3」程度の日本語水準が候補者の就労・研修開始時に最低限必要とされるレベルの目安とされる。

(注2)
フィリピン第1陣～第3陣は看護師候補者のデータのみ(その他は看護師候補者と介護福祉士候補者のデータの合計。)。